

供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおいて事業を行う多機能型事業所（多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所に限る。次条第三項において同じ。）については、当該多機能型事業所の利用定員を、一人以上とすることができる。

（職員の員数等に関する特例）

**第八十九条** 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が二十人未満である場合は、第三十九条第七項、第五十二条第七項及び第八項、第五十九条第七項、第六十二条第五項及び第六項並びに第七十四条第五項（第八十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、指定通所支援基準条例の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（指定通所支援基準条例第六条第一項第二号の児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち一人以上は、常勤としなければならない。

2 多機能型事業所は、第三十九条第一項第四号及び第八項、第五十二条第一項第三号及び第九項、第五十九条第一項第四号及び第八項、第六十二条第一項第四号及び第七項並びに第七十四条第一項第三号及び第六項（これらの規定を第八十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち知事が定めるものを一の事業所とみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、そのうち一人以上は、常勤としなければならない。

一 利用者の数の合計が六十以下 一人以上

二 利用者の数の合計が六十一以上 一人に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

3 前条第四項後段の規定によりその利用定員を一人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第三十九条第一項第三号二及び第七項、第五十二条第一項第二号ロ及び一、第七項並びに第八項、第五十九条第一項第二号及び第七項並びに第八十七条において準用する第七十四条第一項第二号及び第五項の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所とみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、第一号に掲げる利用者の数を六で除した数と第二号に掲げる利用者の数を十で除した数との合計数以上とし、そのうち一人以上は、常勤としなければならない。

一 生活介護、自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）の利用者

二 就労継続支援B型の利用者

（設備に関する特例）

**第九十条** 多機能型事業所は、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、当該多機能型事業所の設備について、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備と兼ねることができるとする。

**第十章 雑則**

(規則への委任)

**第九十一条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

(施行期日)

**第一条** この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(宿泊型自立訓練に関する経過措置)

**第二条** 法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号。以下「旧精神保健福祉法」という。）第五十条の二第一項第一号に規定する精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）及び法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮（以下「知的障害者通勤寮」という。）についての第五十八条第三項の規定の適用については、同項第一号イ中「一人」とあるのは精神障害者生活訓練施設（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号。以下「整備省令」という。）第一条第一号の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）附則第三条の規定の適用を受けるものを除く。）については「二人以上」と、精神障害者生活訓練施設（同条の規定の適用を受けるものに限る。）及び知的障害者通勤寮については「四人以下」と、同項第一号ロ中「一の居室の面積」とあるのは「利用者一人当たりの床面積」と、「七・四三平方メートル」とあるのは精神障害者生活訓練施設については「四・四平方メートル」と、知的障害者通勤寮については「六・六平方メートル」とする。

2 整備省令第一条第六号の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成十五年厚生労働省令第二十二号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。）附則第四条の規定の適用を受ける知的障害者通勤寮についての第五十八条第三項の規定の適用については、同項第一号イ中「一人」とあるのは「原則として四人以下」と、同号ロ中「七・四三平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」とする。

(身体障害者更生施設等に関する経過措置)

**第三条** 法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下「旧身体障害者福祉法」という。）第二十九条に規定する身体障害者更生施設、旧身体障害者福祉法第三十

条に規定する身体障害者療護施設若しくは旧身体障害者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設（以下「身体障害者授産施設」という。）、旧精神保健福祉法第五十条の二第一項第三号に規定する精神障害者福祉ホーム又は法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧知的障害者福祉法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設（以下「知的障害者更生施設」という。）、旧知的障害者福祉法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設（以下「知的障害者授産施設」という。）若しくは知的障害者通勤寮（それぞれ、平成十八年九月三十日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。）において、療養介護の事業、生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）の事業、自立訓練（生活訓練）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型の事業又は就労継続支援B型の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第十一条第一項、第三十八条第一項（第五十五条及び第六十九条において準用する場合を含む。）、第五十八条第一項又は第七十三条第一項（第八十七条において準用する場合を含む。）の多目的室を設けないことができる。

（従たる事業所に関する経過措置）

**第四条** 身体障害者授産施設又は知的障害者更生施設若しくは知的障害者授産施設が、生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）の事業、自立訓練（生活訓練）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型の事業又は就労継続支援B型の事業を行う場合において、平成十八年九月三十日において現に存する分場（整備省令第三十一条の規定による改正前の身体障害者厚生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成十五年厚生労働省令第二十一号）第五十一条第一項又は旧知的障害者授産施設最低基準第二十三条第二項若しくは第四十七条第二項に規定する分場をい、それぞれ、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。）を生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所又は就労継続支援B型事業所と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）として設置する場合については、当分の間、第四十条第二項及び第三項（これらの規定を第五十五条、第六十条及び第六十九条において準用する場合を含む。）並びに第七十五条第二項及び第三項（これらの規定を第八十七条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。この場合において、当該従たる事業所に置かれる職員（サービス管理責任者を除く。）のうち一人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十五年三月十一日

栃木県知事 福田 富一

**地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例**

(趣旨)

**第一条** この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十条第一項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

**第二条** この条例における用語の意義は、法の例による。

(基本方針)

**第三条** 地域活動支援センターは、利用者（地域活動支援センターを利用する障害者及び障害児をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 地域活動支援センターは、利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 地域活動支援センターは、地域と家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営規程)

**第四条** 地域活動支援センターは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 利用者に対し提供するサービスの内容及び利用者等から受領する費用の種類及びその額
- 五 施設の利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 その他運営に関する重要事項

(非常災害対策)

**第五条** 地域活動支援センターは、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下「非常災害」

という。)に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地域活動支援センターの周辺の地域の環境、利用者の特性等を踏まえて、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画(以下この条において「計画」という。)を作成しなければならない。

2 地域活動支援センターは、計画に基づき、非常災害の発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、計画及び当該体制を職員及び利用者等に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 地域活動支援センターは、計画を作成した後においても、定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

**第六条** 地域活動支援センターは、利用者に対しサービスを提供した際は、その都度、当該サービスの提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(記録の整備)

**第七条** 地域活動支援センターは、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくなければならない。

2 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

- 1 前条に規定するサービスの提供の記録
- 1 第十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 3 第十九条第二項に規定する事故の状況及びその際に採った処置についての記録

(規模)

**第八条** 地域活動支援センターは、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備)

**第九条** 地域活動支援センターは、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該地域活動支援センターの効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 1 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所
- 1 便所
- 2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。
  - 1 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所 必要な設備及び備品等を備えること。
  - 1 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(職員及びその員数)

**第十条** 地域活動支援センターに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

一 施設長 一人

二 指導員 二人以上

2 施設長は、地域活動支援センターの管理上支障がない場合は、当該地域活動支援センターの他の職務に従事し、又は他の施設等の職務に従事することができるものとする。

3 施設長は、障害者及び障害児の福祉の増進に熱意を有し、地域活動支援センターを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

**第十一条** 地域活動支援センターは、地域活動支援センターにおける主たる事業所(以下「主たる事業所」という。)のほか、これと一体的に管理運営を行う事業所(以下「従たる事業所」という。)を設置することができる。

2 前項の場合において、地域活動支援センターは、主たる事業所又は従たる事業所ごとに、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する職員を、それぞれ一人以上置かなければならない。

(利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

**第十二条** 地域活動支援センターが利用者等に対し金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させる場合であつて、当該利用者等に支払を求めることが適当であるときに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該利用者に対し、当該金銭の使途及び額並びに当該支払を求める理由を記載した書面を交付して説明し、その同意を得なければならない。

(生産活動)

**第十三条** 地域活動支援センターは、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 地域活動支援センターは、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(工賃の支払)

**第十四条** 地域活動支援センターは、生産活動に従事している者に、工賃として、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払わなければならない。

(定員の遵守)

**第十五条** 地域活動支援センターは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

**第十六条** 地域活動支援センターは、利用者の使用する設備及び利用者の飲用に供する水につ

いて、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、地域活動支援センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

**第十七条** 地域活動支援センターの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 地域活動支援センターは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

**第十八条** 地域活動支援センターは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 地域活動支援センターは、その提供したサービスに関し、県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 地域活動支援センターは、県又は市町村から求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該県又は市町村に報告しなければならない。

- 5 地域活動支援センターは、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十二条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

**第十九条** 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に対し連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、前項の事故の状況及びその際に採った処置について、記録しなければならない。

- 3 地域活動支援センターは、第一項に規定する場合であつて、当該利用者の損害の賠償をすべきときには、速やかに、当該損害の賠償をしなければならない。

(規則への委任)

**第二十条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

---

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十五年三月十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第二十三号

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十条第一項の規定に基づき、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(基本方針)

第三条 福祉ホームは、利用者（福祉ホームを利用する障害者をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 福祉ホームは、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立つたサービスの提供に努めなければならない。

3 福祉ホームは、地域と家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(構造設備)

第四条 福祉ホームの配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 福祉ホームの建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、福祉ホームの建物が、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であつて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたものであるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮し



た構造であること。

- 一 非常警報設備の設置等により火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- 二 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(運営規程)

**第五条** 福祉ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 利用者に対し提供するサービスの内容及び利用者から受領する費用の種類及びその額
- 五 施設の利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 その他運営に関する重要事項

(非常災害対策)

**第六条** 福祉ホームは、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下「非常災害」という。）に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、福祉ホームの周辺の地域の環境、利用者の特性等を踏まえて、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下この条において「計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 福祉ホームは、計画に基づき、非常災害の発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、計画及び当該体制を職員及び利用者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
- 3 福祉ホームは、計画を作成した後においても、定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

**第七条** 福祉ホームは、利用者に対しサービスを提供した際は、その都度、当該サービスの提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(記録の整備)

**第八条** 福祉ホームは、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該

サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

- 一 前条に規定するサービスの提供の記録
- 二 第十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 三 第十七条第二項に規定する事故の状況及びその際に採った処置についての記録

(規模)

**第九条** 福祉ホームは、五人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備)

**第十条** 福祉ホームは、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該福祉ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 浴室
- 三 便所
- 四 管理人室
- 五 共用室

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室 次のとおりとすること。
  - イ 一の居室の定員は、原則として、一人とすること。
  - ロ 利用者一人当たりの床面積は、原則として、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。
- 二 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
- 三 便所 利用者の特性に応じたものであること。
- 四 共用室 利用者の娯楽、団らん、集会等の用に供する共用の部屋として、利用定員に比べて適当な広さを有すること。

3 第一項に規定する設備は、専ら当該福祉ホームの用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の配置)

**第十一条** 福祉ホームには、管理人を置かなければならない。

2 管理人は、障害者の福祉の増進に熱意を有し、福祉ホームを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

(利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

**第十二条** 福祉ホームが利用者に対し金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させる場合であつて、当該利用者に対し支払を求めることが適当であるときに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該利用者に対し、当該金銭の用途及び額並びに当該支払を求める理由を記載した書面を交付して説明し、その同意を得なければならない。

(定員の遵守)

**第十三条** 福祉ホームは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

**第十四条** 福祉ホームは、利用者の使用する設備及び利用者の飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

**第十五条** 福祉ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 福祉ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

**第十六条** 福祉ホームは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 福祉ホームは、その提供したサービスに関し、県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 福祉ホームは、県又は市町村から求めがあつた場合には、前項の改善の内容を当該県又は市町村に報告しなければならない。

5 福祉ホームは、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

**第十七条** 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に対し連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、前項の事故の状況及びその際に採った処置について、記録しなければならない。

3 福祉ホームは、第一項に規定する場合であつて、当該利用者の損害の賠償をすべきときに

は、速やかに、当該損害の賠償をしなければならない。

(規則への委任)

**第十八条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 平成十八年九月三十日において現に存する法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五十条の二第四項に規定する精神障害者福祉ホーム又は法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の九に規定する知的障害者福祉ホーム（それぞれ、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。）において、福祉ホームを経営する事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第十条第二項第一号ロの規定は、適用しない。

---

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十五年三月十一日

栃木県知事 福田 富一

**栃木県条例第二十四号**

**障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例**

(趣旨)

**第一条** この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十四条第一項の規定に基づき、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

**第二条** この条例における用語の意義は、法の例による。

- 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - 一 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。
  - 二 常勤換算方法 障害者支援施設の職員の延べ勤務時間数を当該障害者支援施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該障害者支援施設の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
  - 三 居間実施サービス 障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。

(障害者支援施設の一般原則)

**第三条** 障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき当該利用者に対し施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置

を講ずることにより、当該利用者に対し適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

- 2 障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- 3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(構造設備)

**第四条** 障害者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

- 2 障害者支援施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、障害者支援施設の建物が、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であつて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたものであるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- 1 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

- 2 非常警報設備の設置等により火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

- 3 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(施設長の資格要件)

**第五条** 障害者支援施設の長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(運営規程)

**第六条** 障害者支援施設は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 1 障害者支援施設の目的及び運営の方針
- 2 提供する施設障害福祉サービスの種類

- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間
- 五 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員
- 六 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- 七 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域
- 八 サービスの利用に当たつての留意事項
- 九 緊急時等における対応方法
- 十 非常災害対策
- 十一 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- 十二 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十三 その他運営に関する重要事項

(非常災害対策)

**第七条** 障害者支援施設は、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下「非常災害」という。）に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、障害者支援施設の周辺の地域の環境、利用者の特性等を踏まえて、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下この条において「計画」という。）を作成しなければならない。

2 障害者支援施設は、計画に基づき、非常災害の発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、計画及び当該体制を職員及び利用者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 障害者支援施設は、計画を作成した後においても、定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行わなければならない。

(記録の整備)

**第八条** 障害者支援施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

- 一 第十九条第一項に規定する施設障害福祉サービス計画に係る記録
- 二 第四十一条第二項に規定する身体拘束等の記録
- 三 第四十三条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 四 第四十五条第二項に規定する事故の状況及びその際に採った処置についての記録

(規模)

**第九条** 障害者支援施設は、次の各号に掲げる施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当

該各号に定める人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

一 生活介護、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「省令」という。）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）、自立訓練（生活訓練）（同条第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）、就労移行支援及び就労継続支援B型（省令第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）二十人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設（次条第三項に規定する認定障害者支援施設を除く。以下この条において同じ。）にあつては、十人以上）

二 施設入所支援 三十人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあつては、十人以上）

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、その利用定員を、次の各号に掲げる施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める数としなければならない。ただし、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスの利用定員の合計は、二十人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあつては、十二人以上）でなければならない。

一 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援 六人以上

二 就労継続支援B型 十人以上

三 施設入所支援 三十人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあつては、十人以上）

（設備）

**第十条** 障害者支援施設は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室、多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該障害者支援施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室 次のとおりとすること。

イ 当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに、専らその用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

ロ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ハ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 居室 次のとおりとすること。

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。